

石垣市意思疎通支援事業（手話等出前講座）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、石垣市手話言語条例（平成31年石垣市条例第5号）の趣旨を踏まえ、本市における手話の普及及び聴覚障害者への理解を促進するため、手話等出前講座（以下「講座」という。）の実施に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（対象）

第2条 講座は、次の各号に掲げる市内に所在するおおむね5名以上の者で構成されている団体等を対象に実施する。

- (1) 小中学校、高等学校等
- (2) 幼稚園、保育園等の未就学児童施設
- (3) 医療機関、各種福祉施設
- (4) 一般企業
- (5) 行政機関
- (6) 町内会等の地域活動団体
- (7) その他市長が認める団体等

（講座の内容）

第3条 講座の内容は、本事業の目的に沿ったものとし、受講団体の希望を踏まえ協議して決定する。

（講座の開催）

第4条 講座開催は、原則として午前9時から午後9時までの間で開催し、1回の講習時間は1時間程度とする。

- 2 講座の開催回数は、受講団体と協議して決定する。
- 3 講座の会場は、受講団体が用意する。ただし、受講団体が会場を用意できない場合は、石垣市の所管する施設で開催するものとする。

（講座の申込み）

第5条 講座の開催を希望する団体等の代表者は、石垣市意思疎通支援事業（手話出前講座）受講申込書（様式第1号）を開催希望日の14日前までに市長に提出しなければならない。

（講座の決定等）

第6条 前条の申込みがあったときは、市長は内容を確認し、講座開催の可否を決定し、その結果を申込者に通知する（様式第2号）。

- 2 講座の開催に当たり必要と認めるときは、市長は受講団体に条件を付すことがある。

(講座開催の不承認又は取消し)

第7条 第5条により講座の開催を申し込んだ団体等又は既に前条により講座の開催が決定した団体等が、次の各号のいずれかに該当するときは講座開催の承認をせず、又はこれを取り消すことがある。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催事等の事業として行われると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められるとき。
- (4) その他講座の目的に反すると認められるとき。

(変更等の届出)

第8条 第6条第1項の規定により開催を決定した講座の内容に変更が生じたとき、又は講座の開催を中止しようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(費用負担)

第9条 別表に掲げる講座の開催に係る講師謝礼の費用は市が負担し、会場使用料(当該施設の備品使用等に要する費用を含む。)は受講団体が負担するものとする。

2 市は、第7条の規定による決定を行った場合又は前条の規定に基づき講座の開催を中止した場合において、当該団体等に前項の費用負担等に係る損害が生じても、一切の責めを負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、講座の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。